

平成31年度の医学生修学資金事業の主な改正事項

平成31年度の新規募集の主な改正事項を記載しておりますが、応募に当たっては、必ず「募集要項」及び「Q & A」を確認してください。

改正項目			改正前	改正後
1 義務年限 (知事指定医療機関での勤務期間)			貸付期間の1倍の年数	貸付期間の1.5倍の年数
2 初期臨床研修			研修場所の指定なし	宮城県内の基幹型臨床研修病院で研修を実施
3 専門医研修			研修場所の指定なし	宮城県内の医療機関が基幹施設となるプログラムで原則研修を実施
4 みなし勤務 (注)	一般枠	対象となる医療機関	適用外	・東北大学及び東北医科薬科大学の附属病院 ・仙台医療圏の基幹型臨床研修病院（初期臨床研修に限る）
		上限期間	適用外	貸付期間の0.5倍の年数
	東北大学枠	対象となる医療機関	・東北大学病院 ・東北大学大学院医学系研究科	・東北大学病院 ・東北大学大学院医学系研究科 ・仙台医療圏の基幹型臨床研修病院（初期臨床研修に限る）
		上限期間	2年間	3年間
5 中小病院等での勤務			勤務期間の明示なし ※但し、本人の希望に沿わない場合がある旨記載。	専門医研修中、基幹型臨床研修病院以外の知事指定医療機関が連携施設となっている場合、最低半年間、当該医療機関で勤務
6 償還期間の延長			なし	子育てや介護等のための償還期間延長の規定を新設
7 貸付手続き			契約書なし	貸付期間中、毎年度、契約書を締結

(注) みなし勤務：知事指定医療機関以外の一定の医療機関での勤務を知事指定医療機関で勤務したものとみなす制度。